

「AWC 首都圏メンバー2 名によるハラスメント(恫喝)問題の発生」

に関して

2025.3.16AWC 首都圏

2月23日 AWC 日本連全国事務局長 NG さんの名前で上記問題の発生に関連しての事実確認会が呼びかけられました。これに関する AWC 首都圏としての考えを明らかにしていきます。

AWC 全国事務局が乗り出してくる問題なのか？

メール文では「1.30 国会前行動時の AWC 首都圏メンバー2 名によるハラスメント(恫喝)問題」が発生し「加害当事者は2 名とも、被害者からの抗議書面を受け取ったにもかかわらず、事実確認会への出席を一方的に拒否するなどの問題行動を取っています。そのため、被害者側からは、2 名との遭遇の可能性がある運動現場への参加が困難だとの訴えが継続している状態です。これは2次加害にほかなりません。」と「確認会」開催通知を首都圏の AWC メンバーに通知し、「2 名の問題行動が改善しないならば、2次加害の防止の観点から、当面の間、AWC 構成員としての2 名の大会集會などへの参加を認めません。」と結論づけています。

だが果たしてこの事案は AWC 日本連全国事務局が関与する問題なのでしょうか？

確かに1月30日の「〇〇〇」の国会前行動の現場において当該メンバーNBとAさんとが怒鳴りあい演じたことは事実です。しかしこの怒鳴りあいはAさんが約2年前の大会集會において、政治党派のメンバーがAさん言うところの差別発言をしたという提起が政治党派の組織に対して出されたことが発端です。実際この日の怒鳴りあいの内容はその報告書を出す・出さないという文脈で起きたことです。当日のAさんは、集會中で他の集會参加者が発言している最中に近づいてきて上記の件について尋ねてきました。確かにNBさんは、きつい言葉で応答しました。この件は、集會中でしかも国会前で行われており、集會防衛と権力との関係で慎むべきことでありました。かかる観点からAさんに怒鳴った事、及び集會に混乱をもたらしたことにについては、NBさんにたいして、猛省を促します。また、MNさんは、「集會中」である旨発していたのであり加害当事者ではありません。

さて、1.30の事態は、大会運動として「〇〇〇」が主催する闘争現場で発生した事案ですから、「〇〇〇」から説明を求めるという事であれば、筋が通ります。しかし、なぜAWC全国事務局がNB・MNの行動を問題にし、「事実確認会」を行うのか理解することはできません。

全国事務局長の権限は何ですか？同時にAWC日本連はそんなことを決められる運動体なんですか？

メール文では「2 名の問題行動が改善しないならば、2次加害の防止の観点から、当面の間、AWC 構成員としての2 名の大会集會などへの参加を認めません。」とあります。

率直に言って AWC 全国事務局長にはいつからそのような権限(権利と言ってもいいですが)が付与されたのでしょうか？AWC 日本連の規約などがあり問題を起こしたメンバーの活動を停止する、そのような取り決めがあるならば、致し方ないですが、そうした取り決めが存在しないところで一方的に「大衆集会などの参加を認めません」と言われても、困惑するばかりです。

さらに AWC 日本連は全国の AWC 運動の連絡会だと認識しています。すなわち、各地域の運動方針・運営方法はそれぞれの地域の主体性が第一なのではないのでしょうか？こうした論議や処分めいた方策が大衆運動体にふさわしいとは思えません。

他の大衆運動への介入は止めてください

「当面の間、AWC 構成員としての 2 名の大衆集会などへの参加を認めません。」とは何をいっているのでしょうか？ NB さん・MN さんは、AWC だけで活動しているわけではないので、特に AWC を名乗らずに活動を継続することはできます。実際、NB さんは「〇〇〇」の国会前行動では AWC だけではなく「●●●」という教育問題の大衆運動として発言していますし、別の闘争現場ではそれこそ「〇〇〇」として発言しています。NB さんと MN さんが参加し、そこで発言や任務を担うのは、それぞれの大衆運動において分担を決めています。こうした大衆運動が自主的に決めていることに対して、AWC 全国事務局長が制動をかけてくることは、大衆運動への介入です、

しかも「大衆集会への参加を認めません」とは NB・MN の大衆運動活動一反戦・反改憲運動の活動に制限を与えることです。そうした権利が全国事務局長にあるのかは定かでないし、ましてや兩名の活動を制限するということは、柔らかく言えば他の大衆団体に対して影響を与える、ややきつく言えば口を突っ込むということなのではでしょうか？

すでに AWC 事務局長の伝言ということで「NB さんが、大衆運動の現場で発言すると A さんが恐怖に感じるので発言はするな」という伝言が数回ありました。「現場での口論はしないように」ではなく「発言をするな」は言論を封じるようなことです。NB さんは、現場での混乱を生じさせない配慮として自主的に、実際、現場での発言要請や司会なんどの任務を他の〇〇〇メンバーに頼むということになっています。こうして考えますと、「発言するな！とか大衆運動の前面に立つな！」という要請がいかにも他の大衆運動を軽視し、大衆運動を AWC が引き回しているとも言われかねないものです。

もう、そうした他の大衆運動に口を突っ込むような行為はやめてください。